

○刑法

(明治四十年四月二十四日法律第四十五号)
(総理・各省大臣副署)

最終改正

平成二三年六月二四日号外法律第七四号(情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律)一条による改正)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル刑法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
刑法別冊ノ通之ヲ定ム
此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
(明治四一年六月勅令二六三号により、明治四一・一〇・一から施行)

明治十三年第三十六号布告刑法ハ此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

(別冊)

刑法

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第八条)

第二章 刑(第九条―第二十一条)

第三章 期間計算(第二十二条―第二十四条)

第四章 刑の執行猶予(第二十五条―第二十七条)

第五章 仮釈放(第二十八条―第三十条)

第六章 刑の時効及び刑の消滅(第三十一条―第三十四条の二)

第七章 犯罪の不成立及び刑の減免(第三十五条―第四十二条)

第八章 未遂罪(第四十三条・第四十四条)

第九章 併合罪(第四十五条―第五十五条)

第十章 累犯(第五十六条―第五十九条)

第十一章 共犯(第六十条―第六十五条)

第十二章 酌量減輕(第六十六条・第六十七條)

第十三章 加重減輕の方法(第六十八条―第七十二条)

第十四章 内乱に関する罪(第七十七条―第八十条)

第十五章 外患に関する罪(第八十一条―第八十九条)

第十六章 外交に関する罪(第九十条―第九十四条)

第十七章 公務の執行を妨害する罪(第九十五条―第九十六条の六)

第十八章 逃走の罪(第九十七条―第一百零二条)

第十九章 犯人藏匿及び証拠隠滅の罪(第一百零三条―第一百五二条)

第二十章 騒乱の罪(第一百五二条・第一百七七条)

第二十一章 放火及び失火の罪(第一百八八条―第一百八十九条)

第二十二章 出水及び水利に関する罪(第一百九十条―第一百九十二条)

第二十三章 往來を妨害する罪(第一百九十三条―第一百九十四条)

第二十四章 住居を侵す罪(第一百九十五条―第一百九十六条)

第二十五章 秘密を侵す罪(第一百九十七条―第一百九十八条)

第二十六章 あへん煙に関する罪(第一百九十九条―第二百零一条)

第二十七章 飲料水に関する罪(第二百零二条―第二百零七条)

第二十八章 通貨偽造の罪(第二百零八条―第二百一十二条)

第二十九章 文書偽造の罪(第二百一十三条―第二百一十四条)

第三十章 賭博及び富くじに関する罪(第二百一十五条―第二百一十七条)

第三十一章 礼拝所及び墳墓に関する罪(第二百一十八条―第二百二十二条)

第三十二章 汚職の罪(第二百二十三條―第二百三十一条)

第三十三章 殺人の罪(第二百三十二条―第二百三十五条)

第三十四章 傷害の罪(第二百三十六条―第二百三十九条)

第三十五章 過失傷害の罪(第二百四十条―第二百四十一条)

第三十六章 墮胎の罪(第二百四十二条―第二百四十六条)

第三十七章 遺棄の罪(第二百四十七条―第二百四十九条)

第三十八章 逮捕及び監禁の罪(第二百五十条―第二百五十二条)

第三十九章 脅迫の罪(第二百五十三条・第二百五十四条)

第四十章 有価証券偽造の罪(第二百六十二条)

第四十一章 支払用カード電磁的記録に関する罪(第二百六十三条の二―第二百六十三条の五)

第四十二章 印章偽造の罪(第二百六十四条―第二百六十八条)

第四十三章 不正指令電磁的記録に関する罪(第二百六十八条の二・第二百六十八条の三)

第四十四章 偽証の罪(第二百六十九条―第二百七十一条)

第四十五章 虚偽告訴の罪(第二百七十二條・第二百七十三條)

第四十六章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪(第二百七十四条―第二百八十四条)

第四十七章 賭博及び富くじに関する罪(第二百八十五条―第二百八十七条)

第四十八章 礼拝所及び墳墓に関する罪(第二百八十八条―第二百九十二条)

第四十九章 汚職の罪(第二百九十三条―第二百九十八条)

第五十章 殺人の罪(第二百九十九条―第三百零二条)

第五十一章 傷害の罪(第三百零三条―第三百零六条)

第五十二章 過失傷害の罪(第三百零七条―第三百一十一条)

第五十三章 墮胎の罪(第三百一十二条―第三百一十六条)

第五十四章 遺棄の罪(第三百一十七条―第三百一十九条)

第五十五章 逮捕及び監禁の罪(第三百二十条―第三百二十二条)

第五十六章 脅迫の罪(第三百二十三条・第三百二十四条)

第五十七章 有価証券偽造の罪(第二百六十二条)

第五十八章 支払用カード電磁的記録に関する罪(第二百六十三条の二―第二百六十三条の五)

第五十九章 印章偽造の罪(第二百六十四条―第二百六十八条)

第六十章 不正指令電磁的記録に関する罪(第二百六十八条の二・第二百六十八条の三)

第六十一章 偽証の罪(第二百六十九条―第二百七十一条)

第六十二章 虚偽告訴の罪(第二百七十二條・第二百七十三條)

第六十三章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪(第二百七十四条―第二百八十四条)

第六十四章 賭博及び富くじに関する罪(第二百八十五条―第二百八十七条)

第六十五章 礼拝所及び墳墓に関する罪(第二百八十八条―第二百九十二条)

第六十六章 汚職の罪(第二百九十三条―第二百九十八条)

第六十七章 殺人の罪(第二百九十九条―第三百零二条)

第六十八章 傷害の罪(第三百零三条―第三百零六条)

第六十九章 過失傷害の罪(第三百零七条―第三百一十一条)

第七十章 墮胎の罪(第三百一十二条―第三百一十六条)

第七十一章 遺棄の罪(第三百一十七条―第三百一十九条)

第七十二章 逮捕及び監禁の罪(第三百二十条―第三百二十二条)

第七十三章 脅迫の罪(第三百二十三条・第三百二十四条)

第七十四章 有価証券偽造の罪(第二百六十二条)

第七十五章 支払用カード電磁的記録に関する罪(第二百六十三条の二―第二百六十三条の五)

第七十六章 印章偽造の罪(第二百六十四条―第二百六十八条)

第七十七章 不正指令電磁的記録に関する罪(第二百六十八条の二・第二百六十八条の三)

第七十八章 偽証の罪(第二百六十九条―第二百七十一条)

第七十九章 虚偽告訴の罪(第二百七十二條・第二百七十三條)

第八十章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪(第二百七十四条―第二百八十四条)

第八十一章 賭博及び富くじに関する罪(第二百八十五条―第二百八十七条)

第八十二章 礼拝所及び墳墓に関する罪(第二百八十八条―第二百九十二条)

第八十三章 汚職の罪(第二百九十三条―第二百九十八条)

第八十四章 殺人の罪(第二百九十九条―第三百零二条)

第八十五章 傷害の罪(第三百零三条―第三百零六条)

第八十六章 過失傷害の罪(第三百零七条―第三百一十一条)

第八十七章 墮胎の罪(第三百一十二条―第三百一十六条)

第八十八章 遺棄の罪(第三百一十七条―第三百一十九条)

第八十九章 逮捕及び監禁の罪(第三百二十条―第三百二十二条)

第九十章 脅迫の罪(第三百二十三条・第三百二十四条)

第九十一章 有価証券偽造の罪(第二百六十二条)

第九十二章 支払用カード電磁的記録に関する罪(第二百六十三条の二―第二百六十三条の五)

第九十三章 印章偽造の罪(第二百六十四条―第二百六十八条)

第九十四章 不正指令電磁的記録に関する罪(第二百六十八条の二・第二百六十八条の三)

第九十五章 偽証の罪(第二百六十九条―第二百七十一条)

第九十六章 虚偽告訴の罪(第二百七十二條・第二百七十三條)

第九十七章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪(第二百七十四条―第二百八十四条)

第九十八章 賭博及び富くじに関する罪(第二百八十五条―第二百八十七条)

- 第三十三章 略取、誘拐及び人身売買の罪（第二百二十四条―第二百二十九条）
- 第三十四章 名誉に対する罪（第二百三十一条―第二百三十二条）
- 第三十五章 信用及び業務に対する罪（第二百三十三条―第二百三十四条の二）
- 第三十六章 窃盗及び強盗の罪（第二百三十五条―第二百四十五条）
- 第三十七章 詐欺及び恐喝の罪（第二百四十一条―第二百五十二条）
- 第三十八章 横領の罪（第二百五十一条―第二百五十五条）
- 第三十九章 盗品等に関する罪（第二百五十六条―第二百五十七条）
- 第四十章 毀棄及び隠匿の罪（第二百五十一条―第二百六十四条）

第一編 総則

第一章 通則

- 第一条（国内犯） この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。
- 2 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において罪を犯した者についても、前項と同様とする。
- （すべての者の国外犯）
- 第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。
 - 一 削除
 - 二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助）の罪
 - 三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪
 - 四 第九十四条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪

- 五 第五百五十四条（詔書偽造等）、第五百五十五条（公文書偽造等）、第五百五十七条（公正証書原本不実記載等）、第五百五十八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によつて作られるべき電磁的記録に係る第六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪
- 六 第六十二条（有価証券偽造等）及び第六十三条（偽造有価証券行使等）の罪
- 七 第六十三条の二から第六十三条の五まで、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪
- 八 第六十四条から第六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第六十四条第二項、第六十五条第二項及び第六十六条第二項の罪の未遂罪

（国民の国外犯）

- 第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。
 - 一 第八十一条（現在建造物等放火）及び第九十一条の二（非現在建造物等放火）の罪、これらの規定の例により処断すべき罪並びに第九十二条の未遂罪
 - 二 第九十九条（現住建造物等浸害）の罪
 - 三 第九十九条から第六十一条まで（私文書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書行使）及び前条第五号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録に係る第六十一条の二の罪
 - 四 第六十七條（私印偽造及び不正使用）の罪及び同条第二項の罪の未遂罪
 - 五 第七十六条から第七十九条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦等、未遂罪）、第八十一条（強制わいせつ等致死傷）及び第八十

- 四 条（重婚）の罪
- 六 第九十九条（殺人）の罪及びその未遂罪
- 七 第二百四十四条（傷害）及び第二百五条（傷害致死）の罪
- 八 第二百四十四条から第二百六条まで（業務上墮胎及び同致死傷、不同意墮胎、不同意墮胎致死傷）の罪
- 九 第二十八条（保護責任者遺棄等）の罪及び同条の罪に係る第二十九条（遺棄等致死傷）の罪
- 十 第二十一条（逮捕及び監禁）及び第二十一条（逮捕等致死傷）の罪
- 十一 第二十四条から第二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等未遂罪）の罪
- 十二 第二十三条（名誉毀損）の罪
- 十三 第二三十五条から第二三六条まで（窃盗、不動産侵奪、強盗、第二百三十八条から第二四十一条まで（事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死）及び第二四十三条（未遂罪））の罪
- 十四 第二百四十六条から第二百五条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪
- 十五 第二五十三条（業務上横領）の罪
- 十六 第二五十六条第二項（盗品譲受け等）の罪

（国民以外の者の国外犯）

- 第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民の者に適用する。
 - 一 第七十六条から第七十九条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦等、未遂罪）及び第八十

一条(強制わいせつ等致死傷)の罪
第二百九十九条(殺人)の罪及びその未遂

三 第二百四十一条(傷害)及び第二百五十一条(傷害致死)の罪

四 第二百二十一条(逮捕及び監禁)及び第二百二十二条(逮捕等致死傷)の罪

五 第二百二十四条及び第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐)営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し、等、未遂罪)の罪

六 第二百三十六条(強盗)及び第二百三十八条から第二百四十一条まで(事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死)の罪並びにこれらの罪の未遂罪

七 公務員の国外犯(公務員の国外犯)

四 此の法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国の公務員に適用する。

一 罪及びその未遂罪

二 第二百五十六条(虚偽公文書作成等)の罪

三 第九十九条第三項(公務員職権濫用)、第九十五条第三項(公務員暴行陵辱)及び第九十七条から第九十九条の四まで(取賄、受託取賄及び事前取賄、第三者供賄、加重取賄及び事後取賄、あつせん取賄)の罪並びに第九十五条第二項の罪に係る第九十六条(特別公務員職権濫用等致死傷)の罪

(条約による国外犯)

四 此の法律は、日本国外において、第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。

第五 外国において確定裁判を受けた者で

(外国判決の効力)

第五 外国において確定裁判を受けた者で

あつても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する。

第六 犯罪後の法律によつて刑の変更があつたときは、その軽いものによる。

第七 此の法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。

二 この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。

第七 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第八 此の編の規定は、他の法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

第二章 刑

第九 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を附加刑とする。

第十 刑の軽重は、前条に規定する順序による。ただし、無期の禁錮と有期の懲役とでは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の二倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。

二 同種の刑は、長期の長いもの又は多額の多いものを重い刑とし、短期の長いもの又は寡額の多いものを軽い刑とする。

二 個以上の死刑又は長期若しくは多額及び短期若しくは寡額が同じである同種の刑は、犯情によつてその軽重を定める。

第十一 死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。

二 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘留する。

第十二 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一年以上二十年以下とする。

二 懲役は、刑事施設に拘留して所定の作業を行わせる。

第十三 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一年以上二十年以下とする。

二 禁錮は、刑事施設に拘留する。

第十四 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を減輕して有期の懲役又は禁錮とする場合においては、その長期を三十年とする。

二 有期の懲役又は禁錮を加重する場合においては、三十年にまで上げることができ、これを減輕する場合においては、一月未満に下げることができる。

第十五 罰金は、一万円以上とする。ただし、これを減輕する場合においては、一万円未満に下げることができる。

第十六 拘留は、一日以上三十日未満とし、刑事施設に拘留する。

第十七 科料は、千円以上一万円未満とする。

第十八 罰金を完納することができない者は、一日以上二年以下の期間、労役場に留置する。

二 科料を完納することができない者は、一日

3 以上三十日以下の期間、労役場に留置する。罰金を併科した場合は罰金と科料とを併科することができる。科料を併科した場合における留置の期間は、三年を超えておける。留置の期間は、六十日を超えることができない。

4 罰金又は科料の言渡しをするときは、その言渡しとともに、罰金又は科料を完納することができない場合に、留置の期間を定めると言い渡さなければならない。

5 罰金については裁判が確定した後三十日以内、科料については裁判が確定した後十日以内は、本人の承諾がなければ留置の執行をすることができない。

6 罰金又は科料の一部を納付した者についての留置の日数は、その残額を留置一日の割合に相当する金額で除して得た日数（その日数に一日未満の端数を生じるときは、これを一日とする。）とする。

第十九条（没収） 次に掲げる物は、没収することができる。

一 犯罪行為を組成した物

二 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物

三 犯罪行為によつて生じ、若しくはこれによつて得た物又は犯罪行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

2 没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これをすることができ、ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知つて取得したものであるときは、これを没収することができない。

第十九条の二（追徴） 前条第一項第三号又は第四号に掲げる物の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

（没収の制限）

第二十条 拘留又は科料のみに当たる罪については、特別の規定がなければ、没収を科することはできない。ただし、第十九条第一項第一号に掲げる物の没収については、この限りでない。

（未決勾留日数の本刑算入）

第二十一条 未決勾留の日数は、その全部又は一部を本刑に算入することができる。

第三章 期間計算

第二十二條 月又は年によつて期間を定めるときは、曆に従つて計算する。

第二十三條 刑期は、裁判が確定した日から起算する。

2 拘禁されていぬ日数は、裁判が確定した後であつても、刑期に算入しない。

第二十四條 受刑の初日は、時間にかかわらず、一日として計算する。時効期間の初日に終了の日の翌日に行う。

第四章 刑の執行猶予

第二十五條 次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わつた日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わつた日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

てもその執行を猶予された者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものであるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

（保護観察）

第二十五条の二 前条第一項の場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる。

同条第二項の場合においては猶予の期間中保護観察に付する。保護観察は、行政官庁の処分によつて仮に解除することができる。

3 保護観察を仮に解除されたときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の二第二号の規定の適用については、その処分を取り消されたまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

（執行猶予の必要の取消し）

第二十六条 次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。

一 言渡しを受けた者が第二十五条第一項第二号に掲げる者であるとき、又は次条第三号に該当するときは、この限りでない。

二 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがなるとき。

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがなるとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき。

第二十六条の二 次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一 猶予の期間内に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。

二 第二十五条の二第一項の規定により保護

観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せず、その情状が重いととき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたとき、その執行を猶予されたことが発覚したとき。

(他の刑の執行猶予の取消し)
第二十六条の三 前三条の規定により禁錮以上の刑の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。

(猶予期間経過の効果)
第二十七条 刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく、猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。

第五章 仮釈放

第二十八条 懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によつて仮に釈放することができる。

(仮釈放の取消し)
第二十九条 次に掲げる場合においては、仮釈放の処分を取り消すことができる。

一 仮釈放中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。

二 仮釈放前に犯した他の罪について罰金以上の刑に処せられたとき。

三 仮釈放前に他の罪について罰金以上の刑に処せられた者に対し、その刑の執行をすべきとき。

四 仮釈放中に遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。

仮釈放の処分を取り消したときは、釈放中の日数は、刑期に算入しない。

第三十条 拘留に処せられた者は、情状によ

り、いつでも、行政官庁の処分によつて仮に出場を許すことができる。

2 罰金又は料金を完納することができないため留置された者も、前項と同様とする。

第六章 刑の時効及び刑の消滅
第三十一条 刑(死刑を除く。)の言渡しを受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。

(時効の期間)
第三十二条 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによつて完成する。

一 無期の懲役又は禁錮については三十年

二 十年以上の有期の懲役又は禁錮については二十年

三 三年以上十年未満の懲役又は禁錮については十年

四 三年未満の懲役又は禁錮については五年

五 罰金については三年

六 拘留、料料及び没収については一年

(時効の停止)
第三十三条 時効は、法令により執行を猶予し、又は停止した期間内は、進行しない。

(時効の中断)
第三十四条 懲役、禁錮及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者がその執行のために拘束することによつて中断する。

2 罰金、料料及び没収の時効は、執行行為をすることによつて中断する。

(刑の消滅)
第三十四条の二 禁錮以上の刑の執行を終わりに処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わりに処せられた者は、五年を経過したときも、同様とする。

2 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡

しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで二年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失う。

第七章 犯罪の不成立及び刑の減免

(正当行為)
第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

(正当防衛)
第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(緊急避難)
第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによつて生じた害が避けようとした害の程度を超えなかつた場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

(故意)
第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

2 重い罪に当たるときは、その重なる事実を知らなかつた者は、その重い罪によつて処断することはできない。

3 法律を知らなかつたとしても、そのことによつて、罪を犯す意思がなかつたとするはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

(心神喪失及び心神耗弱)
第三十九条 心神喪失者及び心神耗弱者の行為は、罰しない。

2 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。

第四十条 削除

第四十一条 責任年齢

十四歳に満たない者の行為は、罰しない。

第四十二条 (自首等)

罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。

2

告訴がなければ公訴を提起することができない罪について、告訴をすることができず、自己の犯罪事実を告げ、その措置にゆだねたときも、前項と同様とする。

第八章 未遂罪

(未遂減免)

第四十三条 犯罪の実行に着手してこれを遂げなかつた者は、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第四十四条 (未遂罪)

未遂を罰する場合は、各本条で定める。

第九章 併合罪

(併合罪)

第四十五条 確定裁判を経ていない二個以上の罪を併合罪とする。ある罪について禁錮以上の刑に処する確定裁判があつたときは、その罪とその他の裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。

(併合罪の制限)

第四十六条 併合罪のうちの一の罪について死刑に処するときは、他の刑を科さない。ただし、没収するときは、この限りでない。

2

併合罪のうちの一の罪について無期の懲役又は禁錮に処するときは、他の刑を科さない。ただし、罰金、科料及び没収は、この限りでない。

第四十七条 (有期の懲役及び禁錮の加重)

併合罪のうちの一の二個以上の罪につ

いて有期の懲役又は禁錮に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の長期の合計を超過することはできない。

(罰金の併科等)

第四十八条 罰金と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条第一項の場合は、この限りでない。

2

併合罪のうちの一の二個以上の罪について併合罪に処するときは、それぞれの罪について定めた罰金の多額の合計以下で処断する。

(没収の付加)

第四十九条 併合罪のうちの一の罪について没収を科さない場合であっても、他の罪について没収の事由があるときは、これを付加することができる。

2

二個以上の没収は、併科する。

(余罪の処刑)

第五十条 併合罪のうち既に確定裁判を経た罪とまだ確定裁判を経ていない罪とがあるときは、確定裁判を経ていない罪について更に処断する。

(併合罪に係る二個以上の刑の執行)

第五十一条 併合罪について二個以上の裁判があつたときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行すべきときは、没収を除き、他の刑を執行せず、無期の懲役又は禁錮を執行すべきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行し、罰金、科料及び没収を除き、その最も重い罪について定めた刑の長期に、その二分の一を加えたものを超えることができない。

2

前項の場合に有期の懲役又は禁錮の執行は、その最も重い罪について定めた刑の長期に、その二分の一を加えたものを超えることができない。

(一部に大赦があつた場合の措置)

第五十二条 併合罪につき大赦を受けた者がその一部について改めて刑を定める。

(拘留及び科料の併科)

第五十三条 拘留又は科料と他の刑とは、併科

する。ただし、第四十六条の場合は、この限りでない。

(二個以上の拘留又は科料は、併科する。)

2 (一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合等の処理)

第五十四条 一個の行為が二個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。

2

第四十九条第二項の規定は、前項の場合にも、適用する。

第五十五条 削除

第十章 累犯

(再犯)

第五十六条 懲役に処せられた者がその執行を終つた日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときは、再犯とする。

2

懲役に当たる罪と同質の罪により死刑に処せられた者がその執行の免除を得た日又は減刑により懲役に減輕されてその執行を終つた日若しくはその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときは、前項と同様とする。

3

併合罪について処断された者が、その併合罪のうち懲役に処すべき罪があつたのに、その罪が最も重い罪でなかつたため懲役に処せられなかつたものであるときは、再犯に関する規定の適用については、懲役に処せられたものとみなす。

(再犯加重)

第五十七条 再犯の刑は、その罪について定めた懲役の長期の二倍以下とする。

第五十八条 削除

(三犯以上の累犯)

第五十九条 三犯以上の者についても、再犯の例による。